

PCB廃棄物の早期処理促進に向けた国の取組

平成30年8月
環境省廃棄物規制課

地方環境事務所の体制強化

- 自治体による掘り起こし調査やPCB廃棄物の保管事業者に対する処分完了に向けた指導を支援するため、地方環境事務所の体制を強化し、平成29年度から、PCB廃棄物処理推進に係る専任の任期付職員を採用。
- 電気機器関係や廃棄物関係など、専門性を備えた職員を採用。
- 自治体、関係省庁、JESCO、関係団体等の有機的な連携を図るほか、自ら事業者指導等も実施していく。
- 今後、安定器等の掘り起こし調査も全国で本格化する。これらの取組に対応できるよう、引き続き更なる体制の増強を図っていく。

<PCB廃棄物処理推進に係る地方環境事務所任期付職員の定員数>

地方環境事務所	職位	現状	H30措置	合計
北海道地方環境事務所(札幌市)	補佐(PCB担当)	0	1	1
東北地方環境事務所(仙台市)	補佐(PCB担当)	0	1	1
関東地方環境事務所(さいたま市)	補佐(PCB担当)	0	1	1
中部地方環境事務所(名古屋市)	補佐(PCB担当)	1	0	1
近畿地方環境事務所(大阪市)	補佐(PCB担当)	1	0	1
中国四国地方環境事務所(岡山市、高松市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	3	2	5
九州地方環境事務所(熊本市、福岡市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	3	2	5

※上記以外にも併任で担当する職員を配置。

掘り起こし調査の支援

- 自治体のPCB廃棄物等の掘り起こし調査の支援を実施。

(1) PCB全般に関する 相談窓口

- PCB 廃棄物に関する日常の問合せ等への対応
- 自治体関係者や一般事業者等からの相談を受付
(問合せ内容の例)
- PCB特別措置法 ・掘り起こし調査 ・PCB含有の電気工作物、安定器の判別方法
- PCB廃棄物等の処分方法 ・PCB分析会社の紹介 ・補助金制度等の紹介

(2) 掘り起こし調査の 問合せ対応

- 調査票の記入方法等に関する問合せ等への対応

(3) 現地調査及び立入 検査の支援

- PCB含有の電気工作物や安定器の見分け方、安定器の設置場所等を説明
- 自治体施設の現地調査や事業者への立入検査へ同行

(4) 自治体担当者向 け説明会

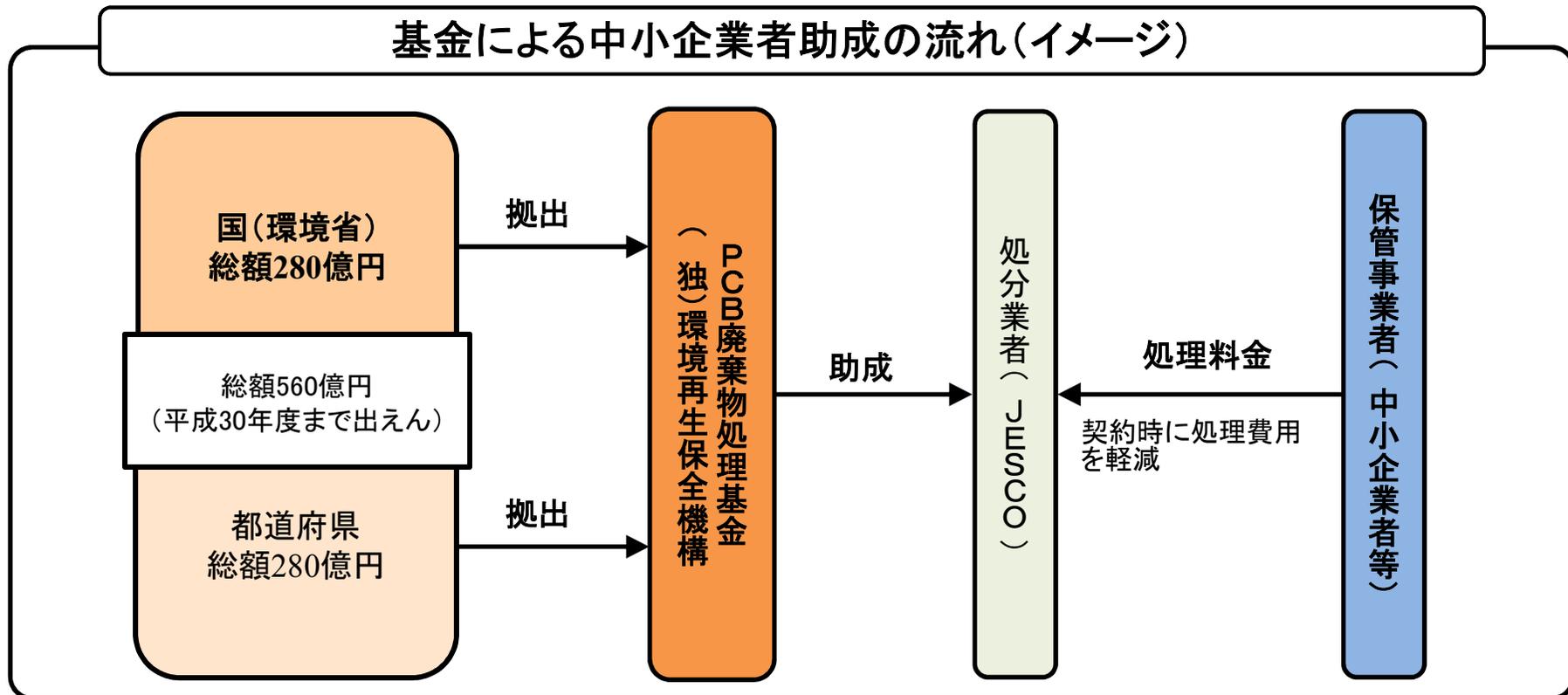
- 保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施
- 内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

(5) 事業者向け説明 会

- 一般事業者、保管事業者を対象に実施
- 内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

中小企業者等の負担軽減措置

- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- 中小企業者等については処分料金の70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については、処分料金の95%を軽減している。



日本政策金融公庫における貸付制度（PCB廃棄物処理に係る運転資金）

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



貸付対象とする費用の範囲

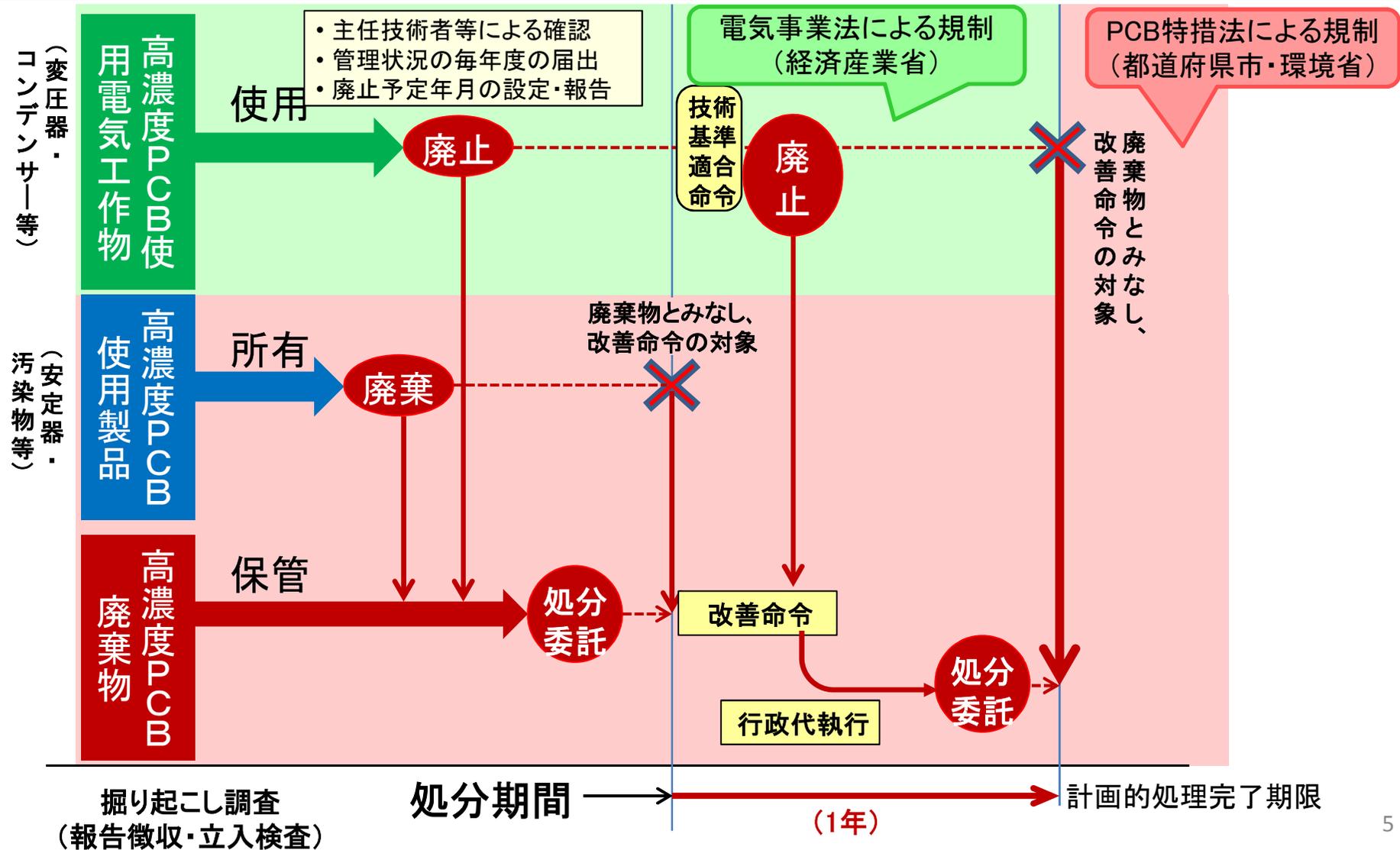
- ① 処理委託まで保管に係る費用
- ② 処理施設までの運搬費用
- ③ 処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）

貸付利率

- 高濃度PCB：特別利率③ 0.31%～
低濃度PCB：基準利率 1.21%～

行政処分の実施による確実な処分の委託

- 処分期間までに処分委託されていない高濃度PCB廃棄物等は、行政からの改善命令の対象となる。
- 最終的には、事業者が破産等により不存在となっている場合を含め、代執行等を実施し、確実に処分委託を実施する。



(参考)北九州事業エリアの自治体による行政処分等の実施状況 【概況】

- 現時点で、改善命令又は代執行の対象となる可能性が高い事案が北九州事業エリア全体で15件存在(自治体数としては10縣市)。詳細な状況は下記のとおり。
- 改善命令を経るものを含め、平成30年中には代執行による搬入まで完了する予定。

(改善命令・代執行の状況)

- 改善命令については、6月中旬に全国初となる命令が1件発出され、その後、7月に5件、8月に1件がさらに発出された。そのほか1件の事案について命令発出に向け手続中。
- 保管事業者が既に破産している等の理由により、改善命令を経ずに直接代執行を実施する事案についても、既に3件が代執行の前提となる公告を実施しているほか、4件の事案について準備中。

(休眠会社への命令事案)

- 改善命令を実施又は実施予定の8件の事案のうち、2件は実質的に保管事業者はほぼ休眠状態だが、登記が残されているため命令を経る必要がある事案。

(発覚時期)

- 全体15件のうち4件が今年度に入ってから発覚した事案。4件中3件は直接代執行する事案だが、残りの1件は登記が残されているため命令を経る必要がある事案。

(予算確保の状況)

- 全体15件のうち何らかの形で予算確保済みの事案が8件、補正予算により対応予定の事案が7件。自治体数では前者が5縣市、後者が5縣市。

(参考)北九州事業エリアの自治体による行政処分等の実施状況 【事案例】

(各縣市からの聞き取りを踏まえ環境省で作成)

事案①:改善命令の初発出事案

- 昨年度より継続的に指導を行い、3月段階で最終通告を書面で実施。
- 5月に弁明の機会の付与を実施(5月末期限)し、結果を踏まえ6/18に改善命令発出(全国初)。履行期限は中小減免の申請があることを踏まえ2ヶ月後に設定。
- 現在、本人が命令履行の意思を示しつつあることから、指導を継続しつつ代執行を想定して準備中。

事案②:P協データ*の深掘りにより廃屋において新規発見された事案

※(財)電気絶縁物処理協会作成の事業者リスト

- 昭和47年に建設されたホテルにおいてPCB機器が存在した記録がP協データにおいて残されていたものの、平成12年以降、宛先不明とされていた。
- P協データを元に、現在の土地所有者をたどって中を確認したところ、高濃度コンデンサーを発見。ただし現所有者は当該土地で事業活動は行っておらず、元々のホテルを経営していた法人が保管事業者であると判断。
- 当該法人の登記は残置されているが、実態上存在しない状況。代表取締役は死亡しており、監査役のみの所在が判明。
- 今後、法人宛ての改善命令を監査役に発出した上で、最終的には代執行を実施する予定。

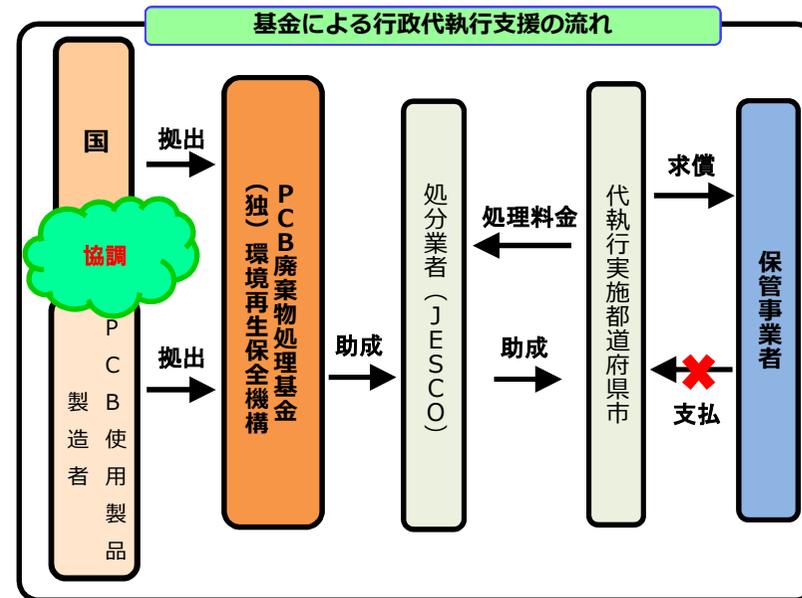
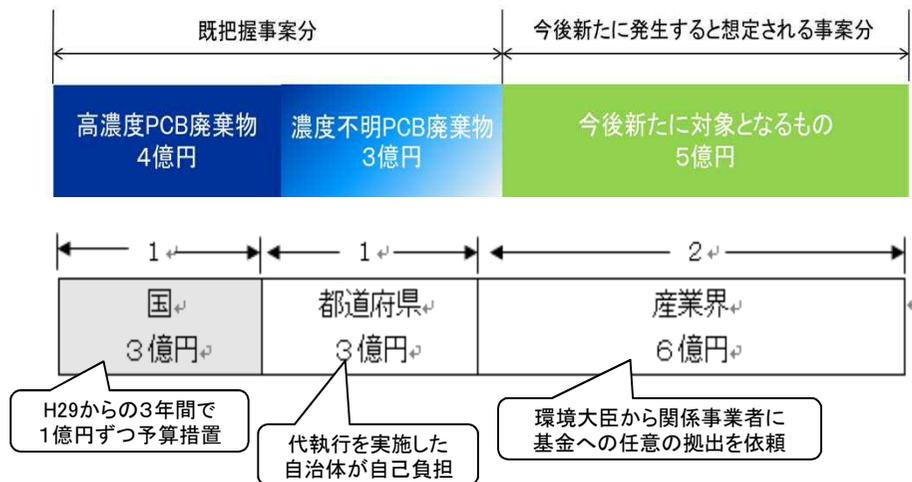
事案③:雑品ヤードにおける大量保管事案

- 山中のいわゆる「雑品ヤード」の立入りにおいて、保管されていたスクラップ機器の中に大量(約200台)の濃度不明のコンデンサーが発見された事案。
- 積み上げられた機器の平置き、銘板確認、一部機器の濃度分析等を経て、事案発覚から機器の特定までに約2ヶ月半をかけて92台が高濃度として確定。当該作業については環境省の支援事業を活用。現在、搬出に向けた準備を収運業者とともに実施中。
- 元々の保管事業者と推測される者(スクラップ業者に機器を有価物として売却した者)が既に不存在となっていることから、今後直接代執行を行う予定。

(参考)高濃度PCB廃棄物の代執行費用への財政的支援について

- ◆ 高濃度PCB廃棄物に関し、保管事業者が処分期間内に処分を行わない場合、都道府県市が代執行を行うこととなる。その費用は、保管事業者から徴収することが原則であるが、使用機器の製造から40年以上が経過する中で、破産、死去等により保管事業者が不存在の場合など、徴収が困難と見込まれる事例も存在する。
- ◆ このような場合、都道府県市が、事務執行に係る負担に加えて代執行に係る費用の全てを負担することは必ずしも適当ではないため、(独)環境再生保全機構に置かれている「PCB廃棄物処理基金」の枠組みを活用し、国、関係事業者(PCB及びPCB使用製品製造者)から費用を支援する。
- ◆ 具体的には、都道府県市が代執行を実施した場合に、その必要額の3/4をPCB廃棄物処理基金より支援する。

○ 基金の必要額の推計及び関係者の負担割合



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(抜粋)

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務)

第四条 ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請)

第二十二条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(参考) 自治体に対する行政代執行支援業務

自治体が代執行する上で必要となる手続きを迅速かつ適正に遂行できるよう、**専門家派遣等による実務支援を行う**ため、予算事業により以下を実施(平成30年度予算)

<具体的な支援内容>

(1) 代執行に係る書類作成等の補助

(具体例)

- 行政代執行実施にあたり必要となる詳細な経費見積もり等に関する技術的支援
- 代執行の対象者・対象物の特定等に関する法令面・技術面での支援
- 代執行対象物の処理委託に当たっての詳細性状分析に関する支援

(2) 代執行に係る現地確認等の実施補助

(具体例)

- 現地確認等の実施に際しての電気主任技術者等の専門家の派遣
- 代執行による廃棄物の搬出等の具体的方法の検討及び実施に係る支援(対象機器に汚損がある場合の取扱い等を含む。)
- 代執行に係る手続きに関する一般的な相談・確認への助言

※ 上記に例示したものの以外にも、自治体のニーズ等に合わせ順次必要な支援を行っていく予定

(参考)PCB早期処理に係る政府の率先実行の取組

閣議決定計画に基づく関係省庁連絡会議の設置

- PCB廃棄物処理基本計画(平成28年7月26日閣議決定)
 - 政府自身が保管・所有する高濃度PCB廃棄物等について率先処理を進めるため、各省庁において、保管・所有状況の調査、実行計画の策定等の取組を進めていくことを規定。
- 関係省庁連絡会議の設置(平成28年11月15日)
 - 関係者の密接な連携の下で基本計画に基づく取組を進めるため、各省局長級で「PCB廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」を設置。

<関係省庁連絡会議におけるこれまでの取組内容>

1. 関係省庁における実行計画の策定

- ◆ H28年度以降、全ての省庁において実行計画を策定。

2. 政府機関等における保有状況の調査・公表

- ◆ H28年度末及びH29年9月に各省庁の保管・所有するPCB廃棄物等の状況について取りまとめ、公表。

3. 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーに係る最終確認

- ◆ H28年以降、実行計画に基づき各省庁において最終的な確認を実施。
- ◆ その結果を踏まえ、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーに係る政府の取組状況について、H29年9月に率先実行はほぼ完了していることを各省庁で確認し、取りまとめ。

4. 一般への広報及び関係団体等への周知

- ◆ 期限まで残り500日、1年等の節目に新聞、テレビ等を活用した広報を行うとともに、各省庁のSNS等により一斉周知。
- ◆ 1,000を超える所管業界団体等に対して、処分期間内の早期処理に関する周知徹底を文書で通知。

<今後の取組>

- ◆ 今後、毎年秋頃に政府全体の保管量等を取りまとめるとともに、他地域でも率先して取組を実施。
- ◆ 安定器・汚染物等についても、効率的な調査方法の検討を進めた上で、順次取組を実施。